

マイナンバーカードを健康保険証として利用できます

当院ではマイナンバーカードを保険証として利用できるようになりました（以降マイナ保険証）。マイナ保険証を顔認証付きカードリーダーにかざすことで、健康保険の資格確認を行うことが可能となります、なお健康保険証でもこれまでどおり受診可能です。

毎月1回、保険確認が必要になります。マイナ保険証利用希望の患者様は受付を済ませた後にマイナ保険証をカードリーダーにかざして下さい。

カードリーダー設置場所：

- ・当院1階受付窓口

※当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

聖光ヶ丘病院

マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に!



初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※現実では、医師・薬剤師・薬剤師等が資格者のみです。

POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!



限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印!



事前に登録するだけで利用できます!



詳しくは 🔍

マイナポータル

